

令和6年6月14日
水 道 局

設計等委託における総合評価方式の一部改正について

このたび、「東京都水道局設計等委託実績評価型総合評価方式実施要綱」の一部を以下のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正の内容

価格点に係る基準価格の算出方法を次のとおり見直すこととします。

(1) 土木設計委託

基準価格の設定範囲の上限値を予定価格の10分の8から10分の8.1に改めるとともに、一般管理費等の乗率を10分の4.8から10分の5に改めます。

(2) 建築設計委託

基準価格の設定範囲の上限値を予定価格の10分の8から10分の8.1に改めます。

(3) 測量委託

諸経費の乗率を10分の4.8から10分の5に改めます。

(4) 地質調査委託

諸経費の乗率を10分の4.8から10分の5に改めます。

※ 詳細は「東京都水道局設計等委託実績評価型総合評価方式実施要綱」をご確認ください。

2 施行日

令和6年7月1日以降に公告等を行う案件から施行します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
直通 03-5320-6402